

健発 1118 第 3 号
令和元年 11 月 18 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者に対する自己負担額の認定及び合併症の取扱いについて」の一部改正について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について（令和元年 5 月 23 日付け厚生労働省発障 0523 第 1 号）を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者に対する自己負担額の認定及び合併症の取扱いについて」（平成 19 年 3 月 29 日健発第 0329010 号）を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので通知する。